

令和7年第3回南三陸町農業委員会総会会議録

日 時 令和7年3月25日(火) 午後1時30分から午後3時15分まで

場 所 南三陸町役場 2階会議室

出席者 ・ 農業委員

1番 菅 原 博 文 君

3番 佐 藤 茜 君

4番 山 内 勇 喜 君

5番 鈴 木 麻 友 君

6番 阿 部 あい子 君

7番 阿 部 高 裕 君

8番 阿 部 博 之 君

9番 遠 藤 重 幸 君

・ 農地利用最適化推進委員

歌津地区 山 内 敏 郎 君

戸倉地区 阿 部 俊 幸 君

入谷地区 西 城 勝 志 君

欠席者 ・ 農業委員

2番 阿 部 勝 吉 君

・ 農地利用最適化推進委員

志津川地区 及 川 博 喜 君

議事録署名委員 6番 阿 部 あい子 君 7番 阿 部 高 裕 君

説明のため出席した者の指名 なし

事務局職員出席者 事務局長 遠 藤 和 美 事務局次長兼主任 加 藤 信 男
主事 佐 藤 京 介

議事日程第 1 行事報告
第 2 会議録署名委員の指名
第 3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第11号 南三陸農業振興地域整備計画の変更について
第 4 その他

審議状況 本日の会議に付した議案 第9号、第10号、第11号

(会議本文)

午後1時30分 開会

- 主事（佐藤京介君）それではこれより令和7年第3回南三陸町農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして遠藤会長よりご挨拶をいただきます。
- 会長（遠藤重幸君）それでは一言挨拶を申し上げさせていただきます。本日も農業委員また最適化推進委員の皆様には非常に公私ともお忙しい中、総会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

季節の方も彼岸が明けたということで、これからはどんどん暖かくなると思います。しかしながら今月は山火事が各地で起きており、南三陸町も山が多いところでございますので、雨が降らないと消すことが難しくなるため非常に心配でございます。それと桜の開花ですが、東京では昨年と同じく3月24日に開花したということで、季節の暖かさや寒さはほとんど変わらないんだと思う訳でございます。

米の平均価格についても5キロの米の値段が4,172円ということで、昔ではとても考えられない値段で推移をしている状況でございます。

これから4月、5月と冬よりも農業機械を使う機会が多くなる訳でありますので、皆様方も事故の無いように、私含めて仕事をしていただきたいと思う訳であります。本日はご出席いただきまして大変ありがとうございます。

日程第1 行事報告

- 主事（佐藤京介君）続きまして次第3番、行事報告について遠藤事務局長お願いいたします。
(事務局長が総会資料により行事報告を説明。)
- 主事（佐藤京介君）以上が行事報告となります。
- 主事（佐藤京介君）次第により会議録署名委員の指名、その後の議事進行を会長にお願いいたします。遠藤会長お願いいたします。

日程第2 会議録署名委員の指名

- 会長（遠藤重幸君）それでは次第に基づきまして進めていきたいと思います。次第の会議録の署名委員について、私の方から指名してよいとお諮りしたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）それでは本日の会議録の署名委員は6番委員さんと7番委員さんをお願いいたします。

日程第3 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 会長（遠藤重幸君）それでは議事に入ります。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、ナンバー1からナンバー7について一括して上程いたします。事務局より説明をお願いします。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料により説明。有限会社による果樹と水稻作付けを目的とした農地の貸借許可申請であり、解除条件等の要件を満たしているもの。地区別に一括して説明した。

- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 8番（阿部博之君）事務局から説明があった通り既に耕作は始まっています。譲受人の会社に地域おこし協力隊として■■■■が入って今年の7月で3年目になるんですけども、申請の3番と4番以外は私が橋渡しをした案件です。ナンバー1の畑については私が昨年まで牧草地として管理しており、所有者には誰か耕作者が見つかったら繋ぐからねと約束しており、譲受人が桃を栽培したいとなった際にお繋ぎしたところぜひお願いしたいとなったものです。今最適化推進委員になっている西城さんに間に入っていただき今回の契約に繋がったものです。

2番は当初からハウスが遊休化していたということで、所有者からも「ぜひお願いします。」ということで始まったものです。始めはピーマンを栽培して今はぶどうを栽培しています。

3番についてはワイン用ぶどうということで、ここは荒れていたんですけど刈り払ってきれいに整地して、ぶどうの支柱も立って、順調に育っているんじゃないかと思います。

4番については水稲、田んぼということでものすごく寒い場所ですけれども何とか頑張っているようですし、きれいに管理もされているようです。

5番につきましては、田んぼでの水稲栽培からスタートしました。いちじくの畑も当初は荒れていたんですけど今はきれいに整地して使われております。

6番については柿ですけど、私が震災後に仮設住宅の方々のコミュニティのために所有者に断って柿を植えた場所です。将来干し柿を使って村おこしをしたいと考え、今は譲受人に想いを託したものです。

最後7番は自分のリンゴ畑のとなりのところで、ずっと荒れ放題だったんですけど、平らで条件も良いところだったので、使ってみないかと提案して、快諾を得ましたのできれいに整地して作付けをしている状況です。1番から7番まで■■■■地区の中ですので、私も見ておりますし、果樹も多いので、仲間でもありますし、しっかり指導しながらやっていきたいと思います。
- 会長（遠藤重幸君）ありがとうございます。他にこの件について補足説明ができる方はおりますか。
- 推進委員（西城勝志君）去年まで私も携わっていましたので、申請書にある社員2、5人で管理するという状態であれば間違いなく管理できます。以上です。
- 会長（遠藤重幸君）ありがとうございます。他に無ければ質疑に入りたいと思います。この件について質問のある方がおりましたらお願いいたします。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、ナンバー1からナンバー7について原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、本件については原案通り承認することに決定いたします。続きましてナンバー8からナンバー10について、事務局の説明を求めます。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料により説明。ナンバー1から7と同様の有限会社による別地区における貸借権等の設定。水稲栽培を行うもの。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 8番（阿部博之君）ここは5、6年くらい前に会長と私と阿部推進委員の3人で草刈りをした農地で、きれいにしたからぜひ荒らさないで作って欲しいということで、譲受人に試験的に水稲を作ってもらっていたところなんです。その後も綺麗に管理されていますし、先ほど出た「めぐ

りん米」も認知されてきて、引き合いも強いということでもありますし、なんといっても復旧農地の中が荒れているというのは非常に見てもよろしくないし、使われないというのはよろしくないということで、農業委員会としても立ち上がったところを受けていただいたというものです。この上の農地も耕してやっていただければ、お願いできればと思います。以上です。

- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。ではこの件について他に補足説明できる方はおりますか。無ければ質疑に入りたいと思います。この件について質問がある方がおりましたらお願いいたします。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、ナンバー8からナンバー10について原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということで、本件については原案通り承認することに決定いたします。

日程第3 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料により説明。資材置場兼駐車場への転用申請。用地買収に伴い、既存施設の近辺に整備したいもの。所有者は他市町村に住んでおり耕作はされていなかった。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 7番（阿部高裕君）説明は事務局から説明のあった通りです。現地は耕作されていない状態で、草が生えており木は生えていない状態です。所有者も他市町村にお住いなので耕作を難しいと思います。以上です。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。ではこの件について他に補足説明できる方はおりますか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）無いようですので質疑に入りたいと思います。この件について質問がある方がおりましたらお願いいたします。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）質問が無いようですので採決をしたいと思います。それでは議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、ナンバー1について原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということで、本件については原案通り承認することに決定いたします。続きましてナンバー2について、事務局の説明を求めます。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料により説明。震災後に道路工事等の影響で盛土になっていた農地で、隣接する事業所の代表の所有地である。事業所の側に資材置場を設置したため分筆した農地を転用したいもの。
- 7番（阿部高裕君）私の住んでいる■■■■地区の側の■■■■という地区です。元々は説明があったように震災後の残土置き場や現場事務所があった場所です。その名残で今は写真のとおり碎石があります。譲受人が事業を行うにあたって資材を置きたいということでした。以上です。

- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。ではこの件について他に補足説明できる方はおりますか。津波の前は、ここはすごい田んぼだったんだけど復旧した田んぼはあの辺にはないの。
- 1 番（菅原博文君）この辺りはないですね。こういう土置場になって、銀鮭の養殖場の近くに 1 件だけ農地がある。その後ろの方が昔は田んぼや民家があったね。田んぼは一つも復旧していないね。
- 会長（遠藤重幸君）わかりました。他に補足説明できる方はおりますか。なければ質疑に入りたいと思います。この件について質問がある方がおりましたらお願いいたします。
- 8 番（阿部博之君）分筆した転用しない方の農地に盛土されてあって、そこではいちじくを栽培するということだったけど、あの土で栽培できるのかな。
- 事務局（佐藤京介君）いちじくや果樹を栽培したいと聞いております。農地として利用していただくことが基本ですし、仮に資材置場等に使用していることが判明した場合は指導を行うものです。
- 会長（遠藤重幸君）他に質問はありませんか。（「なし」の声あり）質問が無いようですので採決をしたいと思います。それでは議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、ナンバー 2 について原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、本件については原案通り承認することに決定いたします。

日程第 3 議案第 11 号 南三陸農業振興地域整備計画の変更について

- 会長（遠藤重幸君）それでは議案第 11 号 南三陸農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。
- 主事（佐藤京介君）総会資料及び議案参考資料により説明。震災の津波による被害で半壊した住宅の建て替えをたく、現在の住所は浸水区域で建て替えができないことから、所有する高台の農地に住宅を建設するため、農業振興地域から除外したいもの。
- 会長（遠藤重幸君）それでは現地調査された委員さんより報告をお願いします。
- 7 番（阿部高裕君）行ったときにはグラウンドゴルフのベンチとかネットが張ってあったりして、最近では使っているのかわからなかったです。現地は草も綺麗に刈られていました。場所は XXXXXXXXXX に行く途中の日当たりの良いところです。近くには民家もなく静かなところだと思いました。以上です。
- 会長（遠藤重幸君）どうもありがとうございました。ではこの件について他に補足説明できる方はおりますか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）無いようですので質疑に入りたいと思います。この件について質問がある方がおりましたらお願いいたします。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）質問が無いようですので採決をしたいと思います。それでは議案第 11 号 南三陸農業振興地域整備計画の変更について、原案通り承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）
- 会長（遠藤重幸君）異議なしということですので、本件については原案通り承認することに決定いたします。これにて全ての議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しいたします。

日程第4 その他

○ 主事（佐藤京介君）より連絡事項として

- ・次回現地確認・・・４月１８日（金） 担当：１番委員、２番委員
- ・令和７年第４回総会・・・４月２５日（金） 役場２階会議室にて
- ・農地法第３条の３の第１項に係る届出書事案の報告

○ 主事（佐藤京介君）より、令和７年４月に改正となる農地法等に関する変更内容や最適化活動の年間実績報告の提出について説明した。

（閉会の挨拶）

○ 職務代理（阿部博之君） どうもみなさん長時間にわたりお疲れ様でした。最後に説明があったように、農業委員会がすごく難しくなってきたというか、理屈っぽくなってきたというか。我々農業を生業としている人が昔は農業委員としてやってきましたが、ここ数年「何とかの報告を出せ」とか「法律が変わったから注意してください」とか、確かにそうあるべきなんだと理屈ではわかるけども、これがいわゆる百姓的な農業をやっている人が追えるものなんだろうかと非常に疑問が出てくるのが最近だと思っています。前回の総会は腰が痛くて休んだんですけど、その時にもらった資料に結構難しいことが書いてあって、今から大変になるなと思うところです。農業をやる人間がいなくなっている反面、この町以外の他の地域では注意するところがいっぱい出てきているからこういう法改正が出てきているんだろうなとは理解するんですが、日本全国どこも同じ農業ではないと思えば、対応の仕方は変わって然るべきなんではないかなと思います。これは日本という国で農業を生業としている我々がここに席を置いている限りはやらなければならないことだと半面分かりますので、そこはやっていきたいと思います。ご苦勞様でした、終わります。

○ 主事（佐藤京介君）以上をもちまして、令和７年第３回農業委員会の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

○ 会長（遠藤重幸君） どうもありがとうございました。

（午後３時３０分閉会）

この会議録は、農業委員会事務局主事佐藤京介が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年4月25日

会	長	遠藤 重幸
署名委員（6番）		阿部 あい子
署名委員（7番）		阿部 高裕